

当協会による暗号資産リスク想定比率の算出・公表について

1. 趣旨

内閣府令25条5項2号および金融庁告示第一八号ならびに金商業等府令117条51項ないし52項および金融庁告示第一九号に基づき、当協会においてリスク想定比率を公表します。

2. 説明

(1) 目的

法人取引において適用することができる取引倍率（証拠金取引・信用取引）の元となる、リスク想定比率の一つである「協会リスク想定比率」を、算出・公表する。

(2) 計算を行う暗号資産

協会が公表している参考価格の対象である暗号資産で、現物取引所取引の参考価格があるもの
(2021年4月現在 以下6種：BTC、BCH、ETH、LTC、MONA、XRP)。

(3) 計算方法

| No | 概要 | 説明 | 備考 |
|----|-------------------|---|-------------------------------|
| 1 | データの生成 | 暗号資産リスク想定比率を算出する通貨ペアの協会参考値を取得する | 協会参考値の算出方法を参考 |
| 2 | 直近26週を対象とした数値の計算 | 1. 基準日の属する週から起算して過去26週の各営業日において、当日価格データと前日価格データの変化率(%)を求める | |
| | | 2. 上記データの片側99%の信頼区間、保有期間1日の数値を算出する | |
| 3 | 直近130週を対象とした数値の計算 | 1. 基準日の属する週から起算して過去130週の各営業日において、当日価格データと前日価格データの変化率(%)を求める | |
| | | 2. 上記データの片側99%の信頼区間、保有期間1日の数値を算出する | |
| 4 | 暗号資産リスク想定比率の決定 | 2-2と3-2を比べて、大きい方を暗号資産リスク想定比率とする | |
| 5 | 暗号資産リスク想定比率の公表 | 4の暗号資産リスク想定比率とそれをレバレッジに直したものを公表する | |

(4) 補足事項

- ・会員は、上記の計算方法によって算出される6種の協会リスク想定比率の全て、あるいは一部だけを選択して利用する、もしくは利用しないことができる。
- ・会員は、協会リスク想定比率のほかに、法定されているリスク想定比率や、自社で計算し算出したリスク想定比率を利用することができる。
これは、協会リスク想定比率が公表されない暗号資産についても同様である。
- ・会員は、その利用するリスク想定比率に対して、「合理的な理由が存すること」が求められ、また、変更する場合もこれに準ずる。